

医事法

3. 診療情報の保護

7階第5研究室

江原朗

(第4章参照)

個人情報と医療

- 医療に個人情報は必須
- 秘密漏えい時の被害は甚大
- 秘密を漏えいしないと患者から信頼される必要性



- 法律で秘密漏えいを処罰

診療情報とその有用性

- カルテ等
- 氏名、性別、年齢、住所、電話、職業
- 医療保険の種別、過去の病歴、生活背景、
- 家族関係、家族の病歴など
- 現在の症状、診断、
- 検査結果、投薬・治療歴、現在の治療内容、

守秘義務(1)

- 医師 刑法第134条第1項
- 歯科医師 刑法第134条第1項
- 薬剤師 刑法第134条第1項
- 助産師 刑法第134条第1項

守秘義務(2)

- 保健師、看護師、准看護師
 - 保健師助産師看護師法第42条の2
- 診療放射線技師
 - 診療放射線技師法第29条
- 臨床検査技師、衛生検査技師
 - 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第19条
- 理学療法士、作業療法士
 - 理学療法士及び作業療法士法第16条

刑事責任（刑法の例）

- 第三百三十四条

- 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

民事責任

- 損害賠償請求の根拠となる
 - HIV検査におけるプライバシー権の侵害など
 - 債務不履行や不法行為により、損害賠償請求の民事訴訟を起こされる可能性がある。

行政責任（医師の場合）

- 例外的に法定感染症、医療事故の報告等では、インフォームドコンセントが必要ない場合も
- 秘密の漏えいは医師法7条違反の可能性。

医師法第7条 2 医師が第4条各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 1. 戒告
- 2. 3年以内の医業の停止
- 3. 免許の取消し

患者の同意なしで第3者への 情報提供される事例

- 法令に基づく場合
- 人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが難しい場合
- 公衆衛生の向上、児童の健全な育成の推進のために特に必要で、本人の同意を得ることが難しい場合
- 国の機関等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある時

研究における匿名化

- 医学研究目的
 - 匿名化して誰であるかを特定できないようにする
 - インフォームドコンセント
 - 倫理委員会

カルテの開示

- 利点：
 - 記録の正確化
 - 情報交換が活発化し、医師・患者の信頼関係が増進
- 否定的な見解
 - 閲覧しても患者が理解できるとは限らない
 - そのための時間が膨大
 - 治療に障害を来すことも(癌の告知等)

診療録の保存期間

- カルテ:5年
 - 医師法、「療担規則」
- 診療に関する諸記録:2年
 - 医療法施行規則
- 帳簿及び書類その他の記録:3年
 - 「療担規則」